

議 第 267 号

令和 2 年 11 月 30 日提出

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 13 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 104 条の 4 第 2 項の規定により公安委員会の運転免許」の次に「(以下この項において「運転免許」という。)」を加え、「同条第 3 項の規定により公安委員会の」を「同条第 3 項の規定により」に改め、「除く。)」の次に「及び同法第 105 条第 1 項の規定により運転免許を失効したもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

普通旅客運賃の割引の対象となる者を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。